

篠路清掃工場焼却灰運搬業務 仕様書

1 業務名称

篠路清掃工場焼却灰運搬業務

2 履行期間

契約書に示す着手の日から令和5年6月15日まで

3 業務概要

本業務は、旧篠路清掃工場で保管されている焼却灰を、最終処分所である山本処理場まで運搬するものである。

4 運搬元

旧篠路清掃工場（札幌市北区篠路町福移153番地）

5 運搬先

山本処理場（札幌市厚別区厚別町山本1065他）

6 運搬対象

焼却灰 ドラム缶（200ℓ） 308缶

（保管場所は別紙参照）

7 業務内容

旧篠路清掃工場敷地内に保管されている焼却灰（ドラム缶 308缶）を積み込み、山本処理場まで運搬する。山本処理場で指定の場所にドラム缶を降ろすところまでを業務範囲とする。積み込みの際には蒸気配管等を損傷しないよう覆工板等を用いて養生を行うこと（別紙参照）。また、山本処理場での受け入れが1日60缶程度となるため複数日に分けて搬入を行うこと。なお、山本処理場ではドラム缶の積み下ろしまでを業務範囲とする。ドラム缶の運搬に関しては5月31日までにを行い、後片付けや書類等の整理を履行期限までに行うこと。

8 受託者の要件

札幌市競争入札参加資格者に大分類：一般サービス業、中分類：廃棄物処理業の登録があること。

9 提出書類

業務にあたり受託者が提出する書類は下記のとおりとする。

(1) 業務着手時に提出する書類

- ①業務着手届 2部 着手と同時に(袋とじの上、割り印のこと)
 - ・業務着手届
 - ・業務責任者等指定通知書
(自社職員であることを証明する書類(写)を添付のこと)
 - ・業務工程表(概要で可)

(2) 作業実施時

- ①業務計画書 2部 作業10日以上前まで
- ②実施工程表 2部 作業10日以上前まで

(3) 業務完了時に提出する書類

- ①業務完了届 2部 完了日
- ②業務報告書 1部 完了日
- ③業務写真 1部 完了日

10 その他

- (1) 本業務実施にあたっては、あらかじめ業務計画書、実施工程表を委託者へ提出し承諾を得ること。
- (2) 受託者の責に帰すべき事由により、業務中又は業務遂行後に生じた故障・破損及び事故等については、一切を受託者の責任において処理すること。
- (3) 搬出場所は清掃工場解体工事範囲内のため作業時間等については事前に委託者及び清掃工場解体業者と協議の上、業務計画書を提出のこと。
- (4) 山本処理場に持ち込む際は、事前に日程調整が必要なため、事前に委託者と協議すること。また、山本処理場での受け入れは最大で60缶/日程度となるため、それを考慮して計画を策定すること。
- (5) クレーン設置場所は工事車両が通る場所のため、作業時間帯については工事施工業者と調整を行い、作業をしない時間帯についてはクレーンをよけること。なお、場内の別の指定場所に退避しておくことは差し支えない。
- (6) 搬出場所の篠路清掃工場は解体工事のため、業務実施にあたり安全に留意するとともに、他の工事仮設、設備に支障がないようにすること。
- (7) 積み込み・搬出の際には付近の配管等を損傷ないように覆工板等を用いて養生を行うこと。
- (8) 本業務に必要な工具及び消耗品は、原則として受託者負担とする。
- (9) 本業務の実施においては、環境負荷の低減に努めること。
- (10) 本仕様書に不明な点がある場合は、事前に委託者と協議のこと。

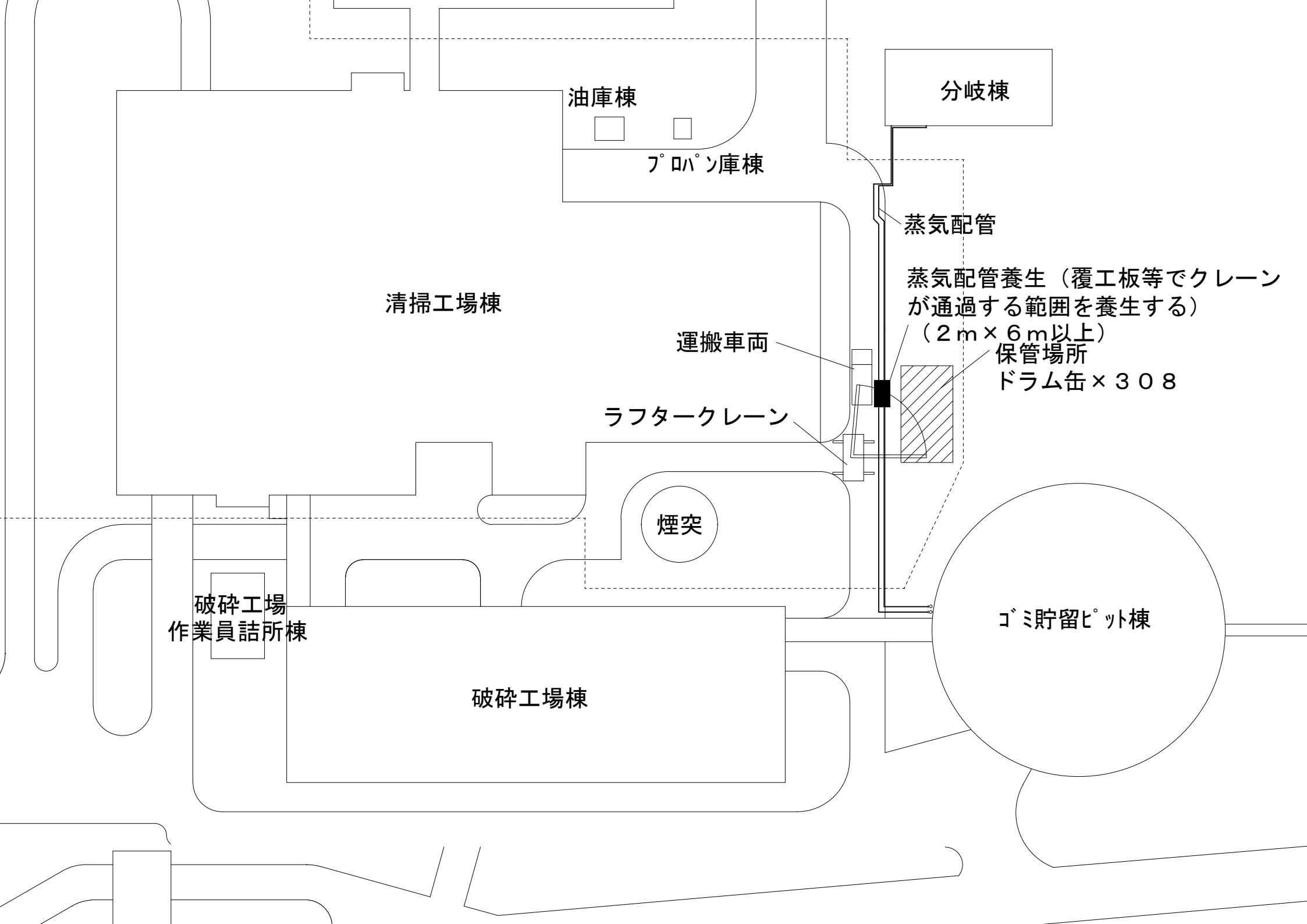
(11) 業務における新型コロナウイルスの感染予防対策について

ア 業務に当たっては、消毒液による手指消毒や手洗いなど、感染予防の対応を徹底するとともに、毎朝晩の検温など業務従事者の健康管理に留意すること。

イ 業務従事者に新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合は、速やかに委託者に報告するなど、連絡体制の構築を図ること。

ウ 業務の履行に当たっては、極力「三つの密（密閉・密集・密接）」の回避を図ること。特に現場における朝礼・点呼、各種打合せ、着替えや食事休憩、密室・密閉空間における作業においては、他の作業員と一定の距離を保つ配慮をすること。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更された以降の感染予防対策については、状況に応じて委託者と協議すること。



油庫棟

プロパン庫棟

分岐棟

清掃工場棟

蒸気配管

蒸気配管養生（覆工板等でクレーンが通過する範囲を養生する）

（2m×6m以上）

保管場所

ドラム缶×308

運搬車両

ラフタークレーン

煙突

破砕工場
作業員詰所棟

破砕工場棟

ゴミ貯留ピット棟